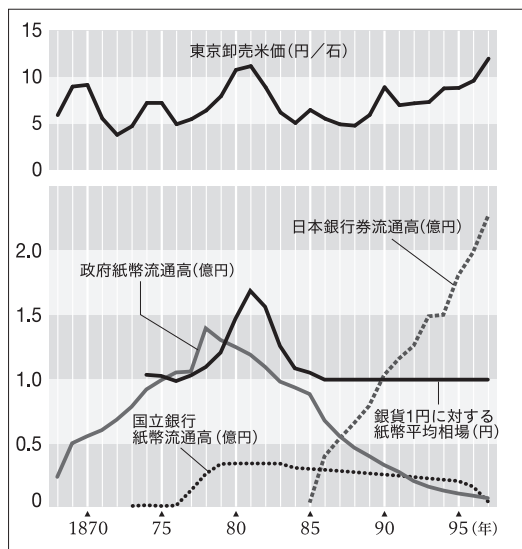


## 紙幣整理の動向

解説 鈴木 淳



上 図は、『日本史A 改訂版』(日A311)・『詳説日本史 改訂版』(日B309)に掲載されていた同名の表の対象年代を拡大したものである。また、「東京卸売物価指数」を、「東京卸売米価」に改めている。従来の「東京卸売物価指数」は朝日新聞社『日本経済統計総観』(1930年) p.1108に掲載された「物価大勢指数表」によっていた。この値は米・小麦・砂糖・醤油・生糸・繰綿・麻・綿織物・絹織物・染料・木材・銑鉄・銅・石炭・肥料という15品目の単純平均で、1876年と1880年の値が同じとなる。この間、米価は2.2倍と大幅に上昇したが、過半の品目の価格が運賃の低下や生産の拡大、輸入品との競合などにより低落しており、それらを平均すると変化がない結果となる。この表は以下で示すほかの典拠と同様に国立国会図書館デジタルコレクションで参照できる。この表から、織物や肥料を買う農家の富裕化は米価の上昇以上だっただろう、などと思いをめぐらすこともできるし、それぞれの変動の要因を考えてみるの

も興味深い。一方で、当時の物価のなかで米価がもつ意味は15分の1にはとどまらない。とくに、地租をおさめる立場の農民や、米を買って暮らす都市の庶民の生活を考えるには絶対的な意味がある。従来、教科書に載っていた表は1877年以降なので、「東京物価指数」でも西南戦争後に物価が上昇したとの印象を得ることができるが、上昇率は多くの人々の実感より低めになってしまう。「東京卸売米価」は東京廻米問屋市場(深川正米市場)が発足した1886年以降はこの市場での取引価格の年平均で、ここではそれを含め山崎繁次郎『米界資料』(山崎繁次郎商店、1914年)によった。この資料には、当時の人々が考えた米価の変動要因が年ごとに記されている。

「銀貨1円に対する紙幣平均相場」は大蔵省『紙幣整理始末』(1890年)初出の表によるが、同表は1873年までは二分金による銀ドル相場を示す。1871年に新貨条例が制定されるまでの銀貨は幕末から引き続いて貿易取引に用いられてきたメキシ

コドルであった。安政条約によりメキシコドル1ドルが一分銀3.11枚とされ、4分が1両なので1ドル0.7775両が公定相場であり、明治政府は1868年2月に洋銀1枚につき金3分、0.75両と布告した。二分金によるドル相場は、この公定相場を前提とした実勢を示す。新貨条例のもとで貿易取引用の1円銀貨100枚が金貨101枚と決められたうえで、紙幣の流通が安定し、以後の時期と連続する紙幣による銀貨価格が示せるのは1874年からで、グラフはその値のみを示している。

「政府紙幣流通高」は、それぞれ年末での値を示す。1869年までに4800万円発行された太政官札が初期の中心で、1869・1870年末(旧暦での明治2・3年末)の数値が、これを上回るのは、小額紙幣として発行された民部省札の分である。これらは1879年までに新紙幣と交換された。当時はこのほか藩札が額面で4000万円分程度流通しており、大半は1872年から1874年までに、少額貨幣の不足をおぎなうために当面流通を認められた額面5銭未満の残部も1879年までに、実勢価格により計2291万余円の政府紙幣に交換された。1871年から72年にかけては、廃藩置県による経費増に対応して大蔵省兌換証券が680万円、また72年には北海道開拓事業のため開拓使兌換証券が250万円発行され、ともに1876年に流通を禁じて79年までに紙幣と交換された。これらの流通が早々に禁じられたのは、製造方法が未熟で、<sup>がんぞう</sup>贋造されたからである。

これらにかわる新紙幣はドイツで1億0353万余円分印刷されて1872年から発行され、さらに東京大手町に工場を設けて1877年7月からの1年間に4044万余円分が印刷された。新紙幣の発行は、それ以前の政府紙幣や藩札との交換に当てる第一種と、傷んだ紙幣の交換に当てる予定の予備紙幣を財政補填のために臨時に発行し、歳入あり次第回収する第二種とに分けられた。しかし、1873年4月までに第二種として発行された廃藩置県関係経費など一般財政補填分の800万円と為替会社の処

分にかかわる52万余円は1873年11月に第一種に編入され、さらに1878年には西南戦争戦費のため2700万円が発行された。この結果、第一種は1878年末に1億0980万余円となり、この時点で1961万余円が発行されていた第二種とあわせて年末流通高が最高に達した。1880年からは紙質に問題があるうえ、金額を書き直す不正がおこなわれやすかった新紙幣と交換すべく、国産の改造紙幣が発行されたが、交換だけに用いられたので政府紙幣流通量には影響しなかった。

1878年の新紙幣2700万円の発行に当たっては、同額の小額紙幣を15年かけて銀・銅貨と交換して回収するとされていたが、紙幣価格の低下に対応して、1878年度末の1879年6月に、1885年度までの8年度で回収するよう方針を変更し、年度内に716万余円を消却した。翌年も6分利付きで元利を金銀貨で支払う金札引換公債の発行などによって紙幣回収を進めたので、表では1879年から明確な政府紙幣の減少が続き、大隈財政から松方財政への転換はみえにくい。そして、銀貨に対する紙幣価格の低下は、紙幣の流通量が減少しても進行した。単に紙幣の流通量が多いから紙幣の価値が下がるだけではなく、国際収支の赤字が拡大し、対外支払いにあてる銀貨が不足したため、銀貨の価格が紙幣に対して高騰した。そこで、経済を引き締めて輸入を減少させるのか、輸入品の国産化や輸出産業の育成をはかるのか、政策構想が割れた。松方正義は、まずは経済を引き締めるべく、増税と緊縮財政による政府紙幣の整理を続けた。

国立銀行紙幣は1872年の国立銀行条例にもとづき、翌年から発行が始まったが、金貨との兌換を原則としたため発行するとすぐ兌換されてしまい、銀行にとって発行の利点が乏しかった。政府は約1500万円の紙幣をアメリカで印刷して準備したが、1875年末に流通していたのは23万余円である。1876年に、秩禄にかえて金禄公債を交付される華士族が、公債証書で出資して銀行を興し、発行し

た紙幣を貸し付けることを可能にするため、国立銀行条例が改正され、金貨との兌換は廃止された。華士族は国立銀行を設立することで公債証書の利子と貸金の利子の両方を得ることができると説明され、各地で国立銀行が設立された。四民平等であるから、華士族でなくとも、また金禄公債以外の有利子公債証書による出資でも、国立銀行の制度を利用でき、国立銀行の増加に商人が果たした役割も大きい。この条例改正により、紙幣発行が容易となり、1880年までに国内で印刷された3439万余円の紙幣が発行された。国立銀行券は政府紙幣と兌換され、流通上両者に違いはない。そこで、紙幣流通量という観点では、1879年の政府紙幣回収は同年中の国立銀行券発行によって相殺されてしまったことになる。

政府紙幣の兌換は1885年6月に布告され、同時に改造紙幣の製造や発行は停止された。兌換は1886年1月から委任を受けた日本銀行によって開始された。兌換すべき正貨は政府から供給され、兌換あるいは日銀券と交換された政府紙幣はすべて消却された。なお、政府紙幣は1898年に1899年末限りで通用廃止とされたが、以後5年間は交換や国庫への納金への利用が可能であった。

1876年の国立銀行条例は、20年間の営業期間を迎えた国立銀行が引き続き営業したい場合には改めて免許を申請するとしただけで、減資や鎖店の場合を除いて銀行券の回収を想定してはいなかった。松方が主導した1883年の改正で、期限後は銀行券を発行しない私立銀行としてしか営業できないと明示するとともに、各行が毎年発券高の2.5%を日本銀行におさめ、日本銀行が国立銀行券の消却にあたと定めた。これにより、翌年以降、流通高が漸減する。1896年には1899年12月9日を通用期限とし、引換はその5年後までと定められた。営業満期を迎えた各国立銀行は、紙幣発行の抵当として政府に預けていた公債証書を還付されると引き換えに政府に消却資金を納付す

る。1897～98年には、ほとんどの国立銀行が20年の期限を迎え、消却資金を納付したので、消却が進んだ。

日本銀行の兌換銀券発行は1885年5月に始まり、1897年10月に新貨幣法により金兌換券に改められたが、1円は金貨がつくれなかったのも、以後も1円券は兌換銀券のままである。当初は引換準備正貨の現在高に相当する額の兌換券を発行する制度であったが、1888年の兌換銀行券条例改正で、正貨準備(金銀貨および金銀)に応じた額のほか、7000万円までは公債や確実な証券を保証とする保証準備発行を認め、さらに年5%以上の税をおさめれば、これらの証券類を保証にさらに発券することが認められた。1890年には金融ひっ迫に対応して制限外発行をおこなったうえで、5月に法律改正で保証準備発行額を8500万に増額した。当時は銀に対する金の価格が急速に上昇しており、日銀はこれに対応して所有金貨・金地金の評価額を上げることで、正貨準備発行額も増加できた。つぎの制限外発行は日清戦争中に始まり、これは清からの償金を正貨準備に組み入れることで解消された。

#### 主要参考文献

『明治財政史』第12～14巻(1927年)

『明治大正財政史』第13巻(1939年)

(すずき・じゅん／東京大学大学院人文社会系研究科教授)